

第二東京弁護士会知的財産法研究会
平成27年夏季合宿判例研究会

うふふ役務標章差止請求事件(要約)

平成27年8月1日
報告者 大塚 一郎

□ 東京地裁民事第40部(東海林保裁判長)平成25年10月23日判決(平成24年(ワ)第27475号事件)

第1 当事者

1 原告 株式会社KPG LUXURY HOTELS

国又は地方公共団体が委託する福利厚生施設の運営・維持管理に関する業務、宿泊施設

の経営及びホテルの経営等を事業目的とする株式会社である。

2 被告

(1) 株式会社DAIKICHI (以下「被告DAIKICHI」という。)

菓子類の製造及び販売並びに不動産管理業務等を事業目的とする株式会社

(2) 株式会社月ヶ瀬 (以下「被告月ヶ瀬」という。)

旅館、ホテルの経営等を事業目的とする株式会社であり、被告DAIKICHIが所有する建物と敷地を借りて、旅館を経営している。被告DAIKICHIと被告月ヶ瀬の代表取締役は同一人である。

第2 事件の概要と経緯

1. 当事者による旅館の開業等

ア 原告は、平成19年12月、静岡県熱海市において、「熱海 ふふ」という名称(以下「原告表示」という。)で旅館(以下「原告旅館」という。)を開業した。

イ 被告月ヶ瀬は、平成24年7月、静岡県伊豆市月ヶ瀬において、「雲風々 うふふ」又は「雲風々 ufufu」という名称(以下「被告標章」という。)の旅館(以下「被告旅館」という。)を開業した。また、被告月ヶ瀬は、被告旅館の表示として、「月ヶ瀬温泉」を併記して、「月ヶ瀬温泉 雲風々 うふふ」、「雲風々 うふふ 月ヶ瀬温泉」又は「tsukigase spa ufufu 雲風々 うふふ」との表示を使用している(以下、それらの表示を併せて「被告表示」という。)

2. 本件商標

原告は、別紙商標権目録記載の商標権(以下「本件商標権」といい、その登録商標

を「本件商標」という。)を有する。

3. 本件訴訟

本件は、本件商標権を有し、「熱海 ふふ」の名称の旅館を経営する原告が、被告らに対し、被告らが被告旅館の名称として使用する被告標章が本件商標に類似すると主張して、商標法36条に基づき、「うふふ」又は「u f u f u」なる標章の使用の差止めを求め、又は、被告らが被告旅館の名称として使用する被告表示が原告が原告旅館の名称として使用する原告表示と類似しており、不正競争防止法（以下「不競法」という。）2条1項1号に不正競争に該当すると主張して、不競法3条に基づき、上記各標章の使用の差止めを求める事案である。

4. 裁判所は、原告の請求をいずれも棄却した。

第3 本件の争点

1. 商標権侵害に基づく請求について

本件商標と被告標章の類否（争点1）

2. 不競法違反に基づく請求について

(1) 原告表示と被告表示の類否（争点2）

(2) 原告表示の周知性

(3) 誤認混同のおそれの有無

第4 裁判所の判断

1 争点1(本件商標と被告標章の類否)

(1) 本件商標（「ふふ」）と被告標章（「うふふ」「ufufu」）の類否)

1) 被告標章の比較される部分

「雲風々 うふふ」ないし「雲風々 u f u f u」

被告標章は、そのうち「雲風々」の文字部分が、漢字で、かつ、かなり大きく表記されるものであること、文字の画数においても「うふふ」若しくは「u f u f u」という文字に比べて格段に多いこと、「雲風々」という文字自体、特定の成語ではなく造語と認められることから、需要者が被告標章の「雲風々 うふふ」ないし「雲風々 u f u f u」に接したとき、被告標章のうち「雲風々」の文字部分が外観上最も注意を引く部分であると認められる。また、前記のとおり、被告標章のうち、「うふふ」との

平仮名の文字部分ないし「u f u f u」との欧文字部分は「雲風々」との漢字の文字部分の読みを特定する部分として、上記漢字の文字部分の後に、しかも、その文字部分よりも小さく表記されるものであることを考慮すれば、被告標章は、その構成中最も小さく表記されている「うふふ」との文字部分のみを分離、抽出して観察するのは相当ではなく、「雲風々 うふふ」ないし「雲風々 u f u f u」を構成全体としてこれを一体不可分のものと観察されるべきである。

2) 本件商標と被告標章の対比

ア 外観

本件商標と被告標章とは、外観において相違する。

イ 観念

(ア) 本件商標は造語であるから、特定の観念を生ずるものではない。

(イ) 他方、被告標章は、「雲風々」の文字部分が外観上最も注意を引く部分であるところ、「雲風々」は造語であると認められることから特定の観念は生じにくいだが、その漢字の意味から「雲」及び「風」との観念が生じるし、また、「うふふ」若しくは「u f u f u」の文字部分から、「口をあまり開かないで小さく笑う声」との観念を生じる(岩波書店「広辞苑」第6版)。

(ウ) 以上のとおり、本件商標と被告標章とは観念において相違する。

ウ 称呼

(ア) 本件商標は、平仮名の「ふふ」を横書きしてなるものであるから、「フフ」の称呼を生ずる。

(イ) これに対し、被告標章のうち、「うふふ」との平仮名の文字部分ないし「u f u f u」との欧文字部分は、前記認定のとおり、「雲風々」との漢字の文字部分の読みを特定する部分にすぎないと認められるから、全体として「ウフフ」との称呼を生じる。

(ウ) そこで、両者を対比すると、本件商標が「フフ」と2音からなるものであるのに対し、被告標章は「ウフフ」と3音からなるものであり、短い音構成において本件商標より1音多い上、被告標章においては「ウ」の音が称呼において識別上最も重要な要素を占める頭音に位置するものであることから、それが両称呼を比較する際に与える影響を過小に評価することは相当ではない。

(エ) 以上によれば、本件商標と被告標章とは、称呼においても類似すると認めることはできない。

2. 争点2 (原告表示「熱海 ふふ」と被告表示「雲風々 うふふ」又は「雲風々 u f u f u」の類否)

(1) 要部または比較される部分

1) 原告表示 「熱海 ふふ」と

一般的に地域名は商品等表示において識別力を有する部分と認めがたいとしても、本件のような旅館の表示については、需要者である旅行宿泊者にとっては、当該旅館がどの温泉地に所在するかという点が、旅館を選択する際に重視される点であるとみるべきである。そして、原告表示には、熱海温泉に所在することを示す「熱海」の文字部分が含まれており、需要者である旅館宿泊者が原告表示を見たとき、当該文字部分に着目すると認めるのが相当である。

そうすると、原告表示は、被告表示との類否を判断するに当たって、原告表示のうち「ふふ」を要部と認めるのは相当ではなく、その構成部分全体を観察して被告表示と対比するのが相当であり、この判断を覆すに足りる的確な証拠はない。

2) 被告表示 「雲風々ーうふふー月ヶ瀬温泉」、「月ヶ瀬温泉 雲風々ーうふふー」
又は「tsukigase spa ufufu 雲風々〜うふふ〜」

ア 証拠によれば、被告表示は、被告らのカタログ、パンフレット及びインターネット上において、「雲風々ーうふふー月ヶ瀬温泉」、「月ヶ瀬温泉 雲風々ーうふふー」又は「tsukigase spa ufufu 雲風々〜うふふ〜」と表記されていることが認められ、かかる認定事実によれば、被告表示は、前記1(1)イに判示した表示であることが認められる。

そして、かかる被告表示は、「月ヶ瀬温泉」という漢字の文字部分を被告標章の後か前に併記してなり、「雲風々」の文字部分が他の文字部分よりもかなり大きく表記されていることが認められる。

また、前記1(3)記載の認定をも加味すると、被告表示には、「ウフツキガセオンセン」又は「ツキガセオンセンウフフ」の称呼が生じる。

イ そして、被告表示については、原告表示との類否を判断するに当たって、原告表示と同様に、被告表示のうち「うふふ」の文字部分を要部と認めるのは相当ではなく、その構成部分全体を観察して被告表示と対比するのが相当であり、これを覆すに足りる的確な証拠はない。

(2) 原告表示と被告表示の対比

ア 原告表示は本件商標を、被告表示は被告標章をそれぞれ含むところ、本件商標と被告標章が類似しないことは前記1で判示したとおりである。

さらに、原告表示には「熱海」の文字部分が、被告表示には「月ヶ瀬温泉」ないし「tsukigase spa ufufu」の文字部分がそれぞれ併記されており、原告表示と被告表示とをそれぞれの構成部分全体を観察して対比すると、外観、称呼及び観念いずれにおいても類似するとは認められない。

□ 知的財産高等裁判所第4部（富田善範裁判長）平成26年11月19日判決（平成25年（ネ）第10101号事件）

第1 当事者

1. 控訴人（原告）株式会社KPG LUXURY HOTELS
2. 被控訴人（被告）
 - (1) 株式会社DAIKICHI
 - (2) 株式会社月ヶ瀬

第2 事件の概要と経緯

1 本件は、後記1(2)の登録商標（以下「本件商標」といい。その商標権を「本件商標権」という。）の商標権者であり、かつ、「熱海 ふふ」との名称の旅館（以下「控訴人旅館」という。）を経営する控訴人が、別紙被控訴人標章目録1及び2記載の各標章（以下「被控訴人各標章」と総称し、それぞれを「被控訴人標章1」、「被控訴人標章2」という。）は本件商標に類似する商標であり、また、別紙被控訴人表示目録1ないし6記載の各表示（以下「被控訴人各表示」と総称し、それぞれを「被控訴人表示1」、「被控訴人表示2」などという。）は、控訴人旅館の名称として周知である別紙控訴人表示目録1ないし3記載の各表示（以下「控訴人各表示」と総称し、それぞれを「控訴人表示1」、「控訴人表示2」などという。）と類似の商品等表示であるから、被控訴人らが別紙旅館目録記載の旅館（以下「被控訴人旅館」という。）の営業施設及び営業活動について被控訴人各標章を使用する行為は本件商標権の侵害行為（商標法37条1号）に、被控訴人各表示を使用する行為は不正競争防止法（以下「不競法」という。）2条1項1号の不正競争行為にそれぞれ該当する旨主張して、被控訴人らに対し、商標法36条1項に基づき、被控訴人各標章の使用の差止めを、不競法3条1項に基づき、被控訴人各表示の使用の差止めを求める事案である。

控訴人は、原審において、被控訴人らが被控訴人旅館の名称として使用する「雲風々 うふふ」又は「雲風々 u f u f u」との標章（被告標章）が本件商標に類似し、また、被控訴人らが被控訴人旅館の名称として使用する「月ヶ瀬温泉 雲風々 うふふ」、「雲風々 うふふ 月ヶ瀬温泉」又は「t s u k i g a s e s p a u f u f u 雲風々 うふふ」との表示（被告表示）が控訴人が控訴人旅館の名称として使用する「熱海 ふふ」との表示（原告表示）にそれぞれ類似する旨主張して、被控訴人らに対し、商標法36条1項及び不競法3条1項に基づき、その経営する別紙旅館目録記載の旅館の営業施設及び営業活動について、「うふふ」又は「u f u f u」なる標章の使用の差止めを求めたが、原判決は、控訴人の請求をいずれも棄却した。

2. 控訴人は、これを不服として控訴し、当審において、差止めを求める対象を「うふふ」又は「u f u f u」なる標章の使用から被控訴人各標章及び被控訴人各表示の使用に変更する旨の訴えの交換的変更をした。

3. 控訴裁判所は、控訴人請求をいずれも理由がないとして棄却した。

第3 本件の争点

(1) 商標法に基づく請求

被控訴人らによる本件商標権の侵害（商標法37条1号）の成否（争点（1））、具体的には、以下のとおりである。

ア 被控訴人らによる被控訴人各標章の使用の有無

イ 本件商標と被控訴人各標章の類否

(2) 不競法に基づく請求

被控訴人らによる不競法2条1項1号の不正競争行為の成否（争点（2））、具体的には、以下のとおりである。

ア 被控訴人DAIKICHIによる被控訴人各表示の使用の有無

イ 控訴人各表示の周知性

ウ 控訴人各表示と被控訴人各表示の類否

エ 混同を生じさせる行為の有無

第4 裁判所の判断

1 争点（1）（被控訴人らによる本件商標権の侵害の成否）について

(1) 被控訴人らによる被控訴人各標章の使用の有無について

ア 被控訴人標章1について

本件証拠上、被控訴人らが被控訴人標章1そのものを使用していることを認めるに足りる証拠はない。

また、「雲風々～うふふ～」の標章は、「雲風々」の漢字3字と「うふふ」の平仮名3字を同一書体で横書きに書してなるものであるが、「雲風々」の各文字と「うふふ」の各文字の大きさが異なり、「雲風々」と「うふふ」の間に空白はなく、「雲風々～うふふ～」と一連表記するものであるから、被控訴人標章1と外観が異なることは明らかであり、「雲風々～うふふ～」の標章が被控訴人標章1と同一又は同等の標章であると認めることはできない。

同様に、「雲風々（うふふ）」の標章は、「雲風々」の漢字3字と「うふふ」の平仮名3字を同一書体で横書きに書してなるものであるが、「雲風々」と「うふふ」の間に空白はなく、「雲風々（うふふ）」と一連表記するものであるから、被控訴人標章1と外観が異なることは明らかであり、「雲風々（うふふ）」の標章が被控訴人標章1と同一又は同等の標章であると認めることはできない。

したがって、控訴人の上記主張は理由がない。

イ 被控訴人標章2について

被控訴人月ヶ瀬が被控訴人旅館の表示として被控訴人標章2を使用していることは、前記第2の1(3)イのとおりである。

控訴人は、被控訴人月ヶ瀬と被控訴人DAIKICHIは代表取締役が共通し、被控訴人兩名は、共同して被控訴人旅館を運営しているものと考えられるから、被控訴人DAIKICHIも、被控訴人月ヶ瀬と共に、被控訴人各標章を使用しているものといえる旨主張する。

そこで検討するに、被控訴人旅館の建物及びその敷地は、被控訴人DAIKICHIの所有に属し、被控訴人DAIKICHIがこれを被控訴人月ヶ瀬に賃貸していることは、前記第2の1(3)ウのとおりである。

また、証拠及び弁論の全趣旨によれば、被控訴人DAIKICHIは、平成24年7月1日の時点までに、被控訴人月ヶ瀬、株式会社グランバー及び株式会社グランバー東京ラスクの3社とグループ会社を形成し、その代表取締役がいずれもXであること、被控訴人月ヶ瀬の株主は被控訴人DAIKICHIだけであること、被控訴人DAIKICHIは、「うふふ」の平仮名3字と、「ufufu」の欧文字3字と、「雲風々」の漢字3字とを3段に横書きして書してなる登録商標（商標登録第5540943号、出願日平成24年3月13日、設定登録日同年12月7日）の商標権者であることが認められる。

しかしながら、被控訴人旅館の旅館業の営業許可（旅館業法3条1項の許可）は、被控訴人月ヶ瀬が、平成23年3月16日に設立された後、同年5月25日付けで単独で申請し（申請時の営業施設の名称「湯亭 月ヶ瀬」）、同年6月15日にその許可を受け、その後、平成24年6月10日付けで営業施設の名称を「雲風々（うふふ）」と変更する旨の届出をしたこと、被控訴人DAIKICHIの従業員A作成の陳述書（乙51）中には、被控訴人DAIKICHIが被控訴人旅館の敷地及び建物を購入する直前に、被控訴人旅館を運営するために被控訴人月ヶ瀬を設立した旨の供述があること、被控訴人DAIKICHIが被控訴人旅館の敷地及び建物を購入したのは平成23年3月22日であることに照らすと、上記認定の各事実から直ちに被控訴人DAIKICHIが被控訴人月ヶ瀬と共同して被控訴人旅館を運営し、被控訴人標章2を使用しているものと認めることはできない。他にこれを認めるに足りる証拠はない。

したがって、控訴人の上記主張は理由がない。

(2) 本件商標と被控訴人標章2の類否について

ア 本件商標について

(ア) 本件商標は、「(別図)」の平仮名2字を横書きに書してなる商標であり、本件商標から「フフ」の称呼が生じる。

(イ) 本件商標を構成する「ふふ」の語は、造語であり、特定の観念を生ずるものとは認められない。

イ 被控訴人標章2について

「u f u f u」の部分は、「雲風々」の部分の読みが「ウフフ」であることを表したものであり、当該部分が需要者の注意を引く要部であるものと認めることができない。

(ア) 被控訴人標章2の「u f u f u」の部分から「ウフフ」の称呼が自然に生じるのに対し、「雲風々」の部分は、これを音読みすると「ウンフウフウ」、訓読みすると「クモカゼカゼ」となるが、いずれも馴染みのある称呼であるとはいえない。

一方で、旅館名を表示する場合、漢字名の名称にローマ字を併記してその読みを表したり、外国人宿泊向けに英訳した名称を漢字名の名称に併記することは普通に行われていることである。

そうすると、被控訴人標章2が本件商標の指定役務である「宿泊施設の提供」に使用された場合、取引者、需要者は、「u f u f u」の部分は、「雲風々」の部分の読みが「ウフフ」であることを表したものと理解するのが通常であるものと認められる。

加えて、被控訴人標章2を全体としてみた場合、漢字で構成される「雲風々」の部分と欧文文字の小文字で構成される「u f u f u」の部分の文字の大きさ及び配置に照らし、その外観上、「u f u f u」の部分は取引者、需要者に対し上記指定役務の出所を示す識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認めることはできない。かえって、「雲風々」の部分の方がそのような支配的な印象を与えるものといえる。

以上を総合すると、被控訴人標章2において、「u f u f u」の部分は、「雲風々」の部分の読みが「ウフフ」であることを表したものであり、当該部分が需要者の注意を引く要部であるものと認めることができない。

(イ) 前記(ア)認定のとおり、被控訴人標章2において、「u f u f u」の部分は「雲風々」の部分の読みが「ウフフ」であることを表したものと認められるから、被控訴人標章2全体から「ウフフ」の称呼が生じる。

また、被控訴人標章2の「雲風々」の部分から「雲」と「風」を想起させるものといえるが、「雲風々」が一つの成語ないし熟語として特定の観念を生ずるものとは認められないから、被控訴人標章2は、特定の観念を生ずるものとは認められない。

ウ 本件商標と被控訴人標章2との類否について

(ア) 前記ア及びイを前提に、本件商標と被控訴人標章2とを対比すると、本件商標は、「(別図)」の平仮名2字を横書きに書してなる商標であるのに対し、被控訴人標章2は、別紙被控訴人標章目録2記載のとおり、「雲風々」の漢字3字と「u f u f u」の欧文文字の小文字5字が横書きに書してなる標章であり、その外観において共通点はなく、両者の外観は著しく異なるものといえる。

(イ) 本件商標から生じる「フフ」の称呼と被控訴人標章2から生じる「ウフフ」の称呼は、語頭における「ウ」の有無による差異がある。2音からなる「フフ」の称呼

と3音からなる「ウフフ」の称呼における上記差異は、両称呼を一連に称呼した場合、称呼全体の語調、語感において異なる印象を与えるものといえるから、両称呼は、互いに紛れるおそれはなく、類似しないものと認められる。

(ウ) 以上によれば、本件商標と被控訴人標章2とは、外観が著しく異なり、称呼及び觀念のいずれの点においても類似しないから、被控訴人標章2を本件商標の指定役務である「宿泊施設の提供」に使用した場合、その役務の出所について誤認混同を生じるおそれがあるものと認めることはできない。

したがって、被控訴人標章2は本件商標と類似する商標（商標法37条1号）に該当しないから、被控訴人月ヶ瀬が被控訴人旅館の表示として被控訴人標章2を使用する行為は、本件商標権の侵害を構成するものではない。

2 争点(2) (被控訴人らによる不競法2条1項1号の不正競争行為の成否) について

(1) 被控訴人DAIKICHIによる被控訴人各表示の使用の有無について

被控訴人月ヶ瀬が静岡県伊豆市月ヶ瀬所在の被控訴人旅館の表示として被控訴人各表示を使用していることは、前記第2の1(3)イのとおりである。

控訴人は、被控訴人月ヶ瀬と被控訴人DAIKICHIは代表取締役が共通し、被控訴人両名は、共同して被控訴人旅館を運営しているものと考えられるから、被控訴人DAIKICHIも、被控訴人月ヶ瀬と共に、被控訴人各表示を使用しているものといえる旨主張する。

しかしながら、前記1(1)イで述べたのと同様の理由により、被控訴人DAIKICHIが被控訴人月ヶ瀬と共同して被控訴人旅館を運営し、被控訴人各表示を使用しているものと認めることはできないから、控訴人の上記主張は理由がない。

(2) 控訴人各表示の周知性について

甲35(控訴人作成の控訴人の財務データ)には、控訴人の2008年度(平成20年度)における販売客室数が4167室、利用者数が8450名、売上高が4億8363万6926円、2009年度(平成21年度)における販売客室数が5769室、利用者数が1万1793名、売上高が6億3617万9101円、2010年度(平成22年度)における販売客室数が6728室、利用者数が1万3755名、売上高が7億0772万9022円、2011年度(平成23年度)における販売客室数が6646室、利用者数が1万3494名、売上高が6億9855万5126円、2012年度(平成24年度)における販売客室数が7141室、利用者数が1万4425名、売上高が7億4319万6984円との記載がある。

甲35の上記記載によれば、2008年度ないし2012年度の5年間における控

訴人旅館の延べ利用者数は合計6万1917名となる。

しかしながら、控訴人旅館の上記利用者数等と全国の宿泊施設の利用者数等との関係等に係る証拠は提出されていないことからすると、控訴人旅館の上記利用者数等から直ちに控訴人各表示が平成24年7月時点において控訴人旅館の表示として需要者である顧客及び旅行業者の間に広く認識されているものと認めることはできない。

また、証拠によれば、JTBのパフレット「優雅 華やぎ」の平成23年春夏号、同年秋～平成24年冬号、同年春夏号及び同年秋～平成25年冬号に控訴人旅館が「熱海 ふふ」あるいは「熱海（あたま） ふふ」として掲載されていることが認められるが、上記各パフレットには、他にも多数の宿泊施設が掲載されていることがうかがわれ、控訴人旅館はその中の一つとして掲載されているにすぎないものといえる。JTB以外の他の主な旅行代理店のパフレットにおいて控訴人各表示が掲載されていることをうかがわせる証拠は提出されていない。

さらに、証拠によれば、「旅館紹介サイト」である「一休. com」において、「熱海 ふふ」（控訴人旅館）は、平成22年から平成24年まで東日本エリアにおける旅館部門での販売額ランキングが3位であったことが認められるものの、ここでの調査対象は、そもそも、「一休. com」のサイトを通じて申込みのあった範囲にとどまるものであり、しかも、宿泊施設であるホテルやリゾート施設を除く、「旅館」に限られている。

以上によれば、控訴人が挙げる上記〔1〕ないし〔3〕の事情は、宿泊施設の需要者において、控訴人旅館が一定程度知られていたことを示すものとはいえるが、上記〔1〕ないし〔3〕の事情から控訴人各表示が平成24年7月時点において需要者の間に広く認識されていたものとまで認めることはできない。他にこれを認めるに足りる証拠はない。

したがって、控訴人各表示が周知の商品等表示であるとの控訴人の上記主張は、理由がない。

（3）控訴人各表示と被控訴人各表示の類否について

（ア）控訴人表示1の要部 「ふふ」

控訴人表示1の各文字は、「熱海」の各文字と字体が異なる特徴的な字体であり、しかも、文字の大きさが「熱海」の各文字よりもはるかに大きく、また、文字の配置においても、「ふふ」の前に「熱海」が付加された構成態様となっている。

そうすると、控訴人表示1では、「熱海」の部分と「ふふ」の部分とがそれを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているものまでとはいえない。

そして、控訴人表示1の上記構成態様に加えて、控訴人表示1は、静岡県熱海市所在の控訴人旅館の表示として使用されているものであり（前記（2））、控訴人表示1のうち「熱海」の部分は控訴人旅館の所在地又は温泉地名を表すものと認識され、自他役務を識別する機能は弱いことに照らすと、控訴人表示1のうち「ふふ」の部分が、取引者、需要者に対し自他役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められるから、控訴人表示1の要部に該当するものと認められる。

需要者が旅館を選択する際に何を重視するかという点と需要者が旅館の表示においてどの部分に注意が引かれるかという点は別個の問題であること、上記認定のとおり、控訴人表示1のうち「ふふ」の部分が、取引者、需要者に対し自他役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められ、需要者の注意を引く部分であるといえることからすると、「ふふ」が要部にでないとはいえない。

（イ）控訴人表示1は、その要部である「ふふ」の部分から「フフ」の称呼が生じ、また、控訴人表示1全体から「アタミフフ」の称呼が生じる。

「ふふ」の語は、造語であり、特定の観念を生ずるものとは認められないことは、前記1（2）ア（イ）認定のとおりである。

イ 控訴人表示2、3についても同様

エ 控訴人表示1と被控訴人各表示の類否について

（ア）被控訴人表示1について

被控訴人表示1において、「—うふふ—」の部分は、「雲風々」の部分の読みが「ウフフ」であることを表したものであり、当該部分が需要者の注意を引く要部であるものと認めることができない。

被控訴人表示1は、別紙被控訴人表示目録1記載のとおり、「雲風々」の草書体の漢字3字、「—うふふ—」の平仮名3字、「月ヶ瀬温泉」の漢字5字が縦書きに書してなり、「雲風々」の部分、「—うふふ—」の部分及び「月ヶ瀬温泉」の部分が、3列に分けて配置され、「雲風々」の部分は、大きく表記され、「—うふふ—」の部分及び「月ヶ瀬温泉」の部分は、その左横下方に小さく表記されている。

被控訴人表示1の上記構成態様に鑑みると、被控訴人表示1の外観上、「—うふふ—」の部分と「雲風々」の部分及び「月ヶ瀬温泉」の部分がそれを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているものとまではいえないが、「—うふふ—」の部分は、特に目立つものではなく、取引者、需要者に対し役務の出所を示す識別標識として強く支配的な印象を与えるものとはいえない。

また、被控訴人表示1のうち、「月ヶ瀬温泉」の部分は、「ツキガセオンセン」との称呼が自然に生じるのに対し、「雲風々」の部分は、これを音読みすると「ウンフウフウ」、訓読みすると「クモカゼカゼ」となるが、いずれも馴染みのある称呼であるとは

いえないこと、大きく表記された「雲風々」の部分の左横に「—うふふ—」の部分が小さく表記されていることからすると、取引者、需要者は、「—うふふ—」の部分は、「雲風々」の部分の読みが「ウフフ」であることを表したものと理解するのが通常であるものと認められる。

以上によれば、被控訴人表示1において、「—うふふ—」の部分は、「雲風々」の部分の読みが「ウフフ」であることを表したものであり、当該部分が需要者の注意を引く要部であるものと認めることができないから、控訴人の上記主張は理由がない。

b 前記aによれば、被控訴人表示1全体から、「ウフフ ツキガセオンセン」の称呼が生じる。

また、被控訴人表示1は、静岡県伊豆市月ヶ瀬所在の被控訴人旅館の表示として使用されているものであり（前記（1））、被控訴人表示1のうち「月ヶ瀬温泉」の部分は被控訴人旅館の所在地又は温泉地名を表すものと認識されるものといえる。

一方で、「雲風々」の部分から「雲」と「風」を想起させるものといえるが、「雲風々」が一つの成語ないし熟語として特定の観念を生ずるものとは認められないことからすると、被控訴人表示1全体としては、特定の観念を生ずるものとは認められない。

（イ）被控訴人表示2ないし6も同様

（ウ）控訴人表示1と被控訴人表示1との類否について

a 控訴人表示1と被控訴人表示1とを対比すると、控訴人表示1は、別紙控訴人表示目録1記載のとおり、「熱海」の漢字2字と「ふふ」の平仮名2字及び記号とを横書きに書してなるのに対し、被控訴人表示1は、別紙被控訴人表示目録1記載のとおり、「雲風々」の草書体の漢字3字、「—うふふ—」の平仮名3字、「月ヶ瀬温泉」の漢字5字が縦書きに書してなるものであり、両者の外観は著しく異なるものといえる。

b 控訴人表示1の要部である「ふふ」から生じる「フフ」の称呼（前記ア（イ））と被控訴人表示1から生じる「ウフフ ツキガセオンセン」の称呼（前記（ア）b）は、互いに紛れるおそれはなく、類似しないものと認められる。

c 控訴人表示1の要部から特定の観念を生じるものではなく（前記ア（イ））、また、被控訴人表示2から特定の観念を生じるものではないから（前記（ア）b）、両者は、観念において類似するところはない。

d 以上によれば、控訴人表示1と被控訴人表示1とは、外観が著しく異なり、称呼及び観念のいずれの点においても類似しないから、相紛らわしいものとは認められない。

したがって、取引者又は需要者は控訴人表示1と被控訴人表示1とを全体的に類似のものとして受け取るおそれがあるものと認められないから、被控訴人表示1は、控訴人表示1と類似の商品等表示（不競法2条1項1号）に該当しない。

(エ) 控訴人表示1と被控訴人表示2ないし6との類否も同様

キ 小括

以上のおり，被控訴人各表示は，いずれも控訴人各表示と類似の商品等表示（不競法2条1項1号）に該当しない。

(4) まとめ

以上によれば，その余の点について判断するまでもなく，控訴人主張の被控訴人らによる不競法2条1項1号の不正競争行為は認められない。

特許・実用新案

意匠

商標

審判

経過情報

トップページ 商標 商標出願・登録情報

商標出願・登録情報

前画面へ戻る

ヘルプ

入力画面

検索一覧

簡易表示

商標名や文献番号等から商標、特許の事項等を検索できます。なお、検索結果は商標公報に代わるものではありません。

選択された文献 (簡易表示)

前の文献 1/3

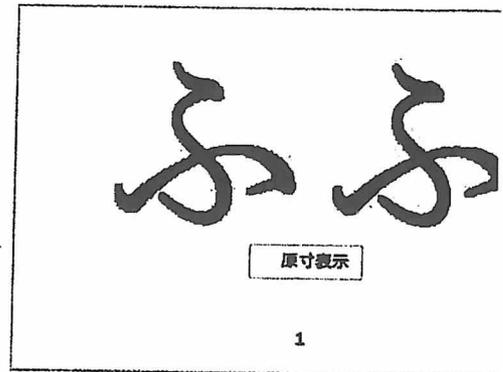
登録5162671

詳細表示

経過情報

(111)登録番号 第5162671号
 (151)登録日 平成20年(2008)8月29日
 (210)出願番号 商願2007-79111
 (220)出願日 平成19年(2007)7月13日
 先願権発生日 平成19年(2007)7月13日
 (180)存続期間満了日 平成30年(2018)8月29日
 最終処分日
 最終処分種別
 出願種別

(540)



商標 (検索用) ふふ
 (541)標準文字商標
 (561)称呼 (参考情報) フフ
 (531)図形等分類

(732)権利者

氏名又は名称 株式会社KPG HOTEL&RESORT

法区分 平成18年法

国庫分類版表示 第9版

(500)区分数 1

(511)(512)【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】 【類似群コード】

4 3 宿泊施設の提供, 宿泊施設の提供の契約の媒介又は取次ぎ, 動物の宿泊施設の提供, 保育所における乳幼児の保育, 会議・集会のための施設の提供
 42A01 42A02 42V04 42W01 42X10

このページ

利用上のご案内 プライバシーポリシー アンケート

(別紙) 被控訴人標章目録

1

雲風々 うふふ

2

雲風々 ufufu

(別紙) 控訴人表示目録

1

熱海 

2

熱海 ふふ

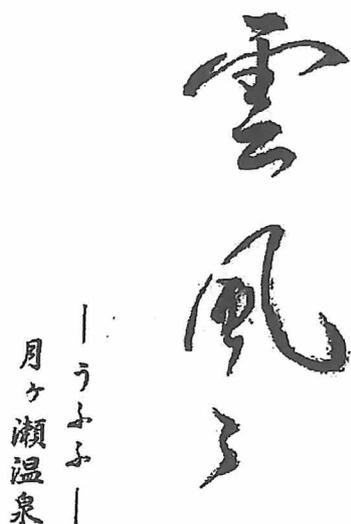
3

熱
海

ふ
ふ

(別紙) 被控訴人表示目録

1



2

月ヶ瀬温泉 雲風々 — うふふ —

3

雲風々 — ufufu — (うふふ)

4

tsukigase spa ufufu 雲風々 ~うふふ~

5

Tsukigase Spa ufufu 雲風々

6

Tsukigase Spa ufufu

雲風々